

保護者の皆様へ

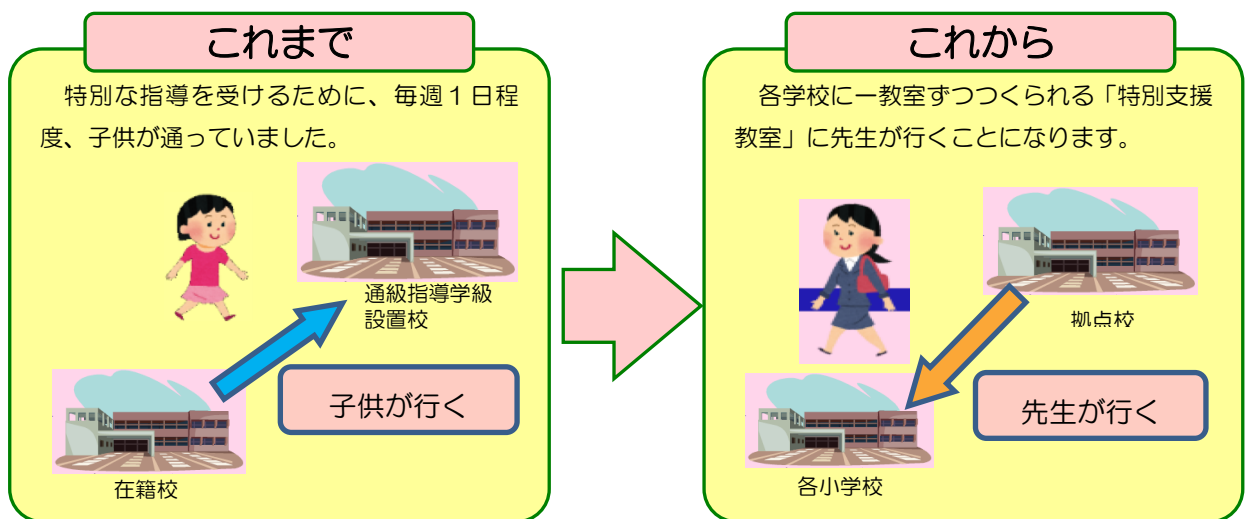


平成28・29年度に東久留米市の全小学校に 「特別支援教室」がつけられます

「特別支援教室」は、どんな教室ですか？



ADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）、アスペルガー症候群、高機能自閉症等などの発達障害の子供たちが、専門の教員から障害に応じた特別な指導を受けることができる教室です。一人でも多くの子供が在籍する学校で、特別な指導を受けることができるよう、「特別支援教室」は、各小学校に一教室ずつつくられます。



そのため、本市では、現在設置している特別支援学級のうち、通級制の情緒障害等の学級が平成28・29年度に「特別支援教室」に変わります。

本市の特別支援学級

固定制 { 特別支援学級に籍を置き、毎日特別支援学級に通って指導を受ける }
○ 知的障害
○ 自閉症・情緒障害

通級制 { 通常の学級に籍を置き、一部特別な指導を受けるため、週1回程度、通級指導学級に通って指導を受ける。 }
○ 情緒障害等
○ 難聴
○ 言語障害

特別支援教室

期待される効果

- これまでの通級指導学級による指導を全ての小学校で実施することで、より多くの子供が支援を受けられるようになり、在籍校での個別指導や小集団指導を通して、子供の学力や在籍学級における集団適応能力の伸長が図られます。
- 在籍学級担任と巡回指導教員との連携が緊密になり、指導内容の充実が図られます。
- 教職員や保護者が指導の内容を知る機会が増え、発達障害への理解が広がります。

どんな順番で作られていくんですか？

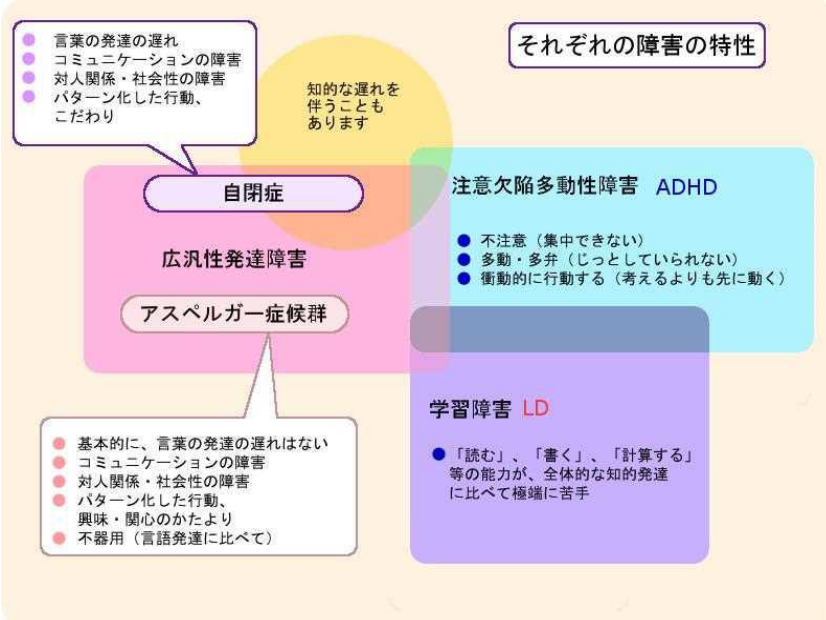


発達障害とは

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法における定義 第二条より）と定義されています。

これらのタイプのうちどれにあたるのか、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴（とくちょう）がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状がちがってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。



発達障害情報・支援センターホームページより引用



特別支援教室での指導について、お聞きになりたいことがあれば、学校の先生方や、東久留米市教育委員会指導室特別支援教育係担当者（470-8032）までお問い合わせください。